



市制施行50周年記念ロゴマーク

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報課 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042-470-7777(代) ホームページhttp://www.city.higashikurume.lg.jp/

市民税・都民税の申告および所得税の確定申告の受け付けは2月17日(月)から

市役所での市民税・都民税の申告

市民税・都民税の申告と相談を受け付けます。

【期間】土曜・日曜日、祝日を除く2月17日(月)～3月16日(月)

【会場】市役所2階204・205会議室

詳しくは課税課市民係 ☎470-7777 (内線2333~2337) へ。

夜間・休日申告相談窓口

2月24日(休)に休日申告

相談窓口を、2月27日(木)、3月9日(月)に夜間申告相談窓口を開設します。詳細は左下表をご覧ください。

なお、休日・夜間申告相談窓口では、電話相談および証明書の発行は行いません。

申告が必要な方

(1) 2年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

(2) 給与所得者の方で、次のいずれかに該当する方

①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方

②元年(平成31年)中に退職し、2年1月1日現在就職していない方

③給与のほかに地代、家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告する必要はありませんが、市民税・都民税では申告する必要があります)

(3) 2年1月1日現在、市内に住民登録がなく、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方(例) ①公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

市内に住民登録がなく、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方(例) ①公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

市内に住民登録がなく、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方(例) ①公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

市内に住民登録がなく、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方(例) ①公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

市内に住民登録がなく、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方(例) ①公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

市内に住民登録がなく、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方(例) ①公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

市内に住民登録がなく、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方(例) ①公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

市内に住民登録がなく、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方(例) ①公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

申告の必要がない方

(1) 前記「申告が必要な方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

(3) 同居の方で税法上の扶養となつている方

※合計所得金額が1000万円を超えている方の配偶者は申告が必要な場合があります。

(4) 元年(平成31年)中から継続して生活保護の生活扶助を受けている方

前年中に収入のなかった方も市民税・都民税の申告を

元年(平成31年)中に、病気失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し提出してください。申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料となります。

市民税・都民税申告書が届かない方へ

申告書は、昨年申告をした方に郵送しましたが、該当する方が届かないときは、課税

2日間は国税の領収や納税証明書の発行、電話での相談は行いません。

【会場】東村山税務署(東村山本町1ノ20ノ22)

【注意】駐車場は使用できませんので、車での来署はご遠慮ください。

詳しくは東村山税務署個人課税第1部門 ☎042-394-6811へ(音声案内に従い2番を選択してください)

【開設期間】土曜・日曜日、祝日を除く2月17日(月)～3月16日(月) 提出は午前8時半～午後5時(相談は午前9時～午後5時(午前8時半～午後4時受け付け))

※2月24日(休)、3月1日(日)は閉署ですが、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。なお、この

課市民税係までご連絡ください。なお、申告書などは、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザでも配布しています。

申告に必要なもの

申告書 印鑑 個人番号確認書類(通知カードなど) および本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)

源泉徴収票(源泉徴収票がない場合は元年(平成31年)中の収入のわかるもの) 控除のための必要書類(生命保険料の控除証明書、地震保険料などの支払証明、医療費の明細書、障害者手帳、要介護の方は障害者控除対象者認定書、勤労学生は在学証明または学生証など)

※マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、同カードのみで個人番号確認と本人確認ができます。

※所得税の確定申告をする方は、個人番号確認書類および本人確認書類の写しが必要

です。

【ご注意ください】

市役所で受け付ける確定申告は、次のものに限ります。

(1) 提出のみの方 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

(2) 簡易な申告の方 確定申告書A様式の範囲の方 (A様式の範囲でも雑損控除・住宅ローン控除1年目の方などは受け付けできません)

※医療費控除を受ける場合は、あらかじめ医療費の明細書を作成した上でお越しください。また、市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。確定申告する必要があります。

申告期間は大変混み合いますので、公共交通機関でご来庁ください。

市役所の申告受付日時

窓口	日程	受付時間
通常窓口	2月17日(月)～3月16日(月) ※土曜・日曜日、祝日を除く	申告書作成に補助が必要な方＝午前8時半～午後3時半 提出のみの方＝午前8時半～午後5時
休日申告窓口	2月24日(休)	申告書作成に補助が必要な方＝午前9時～午後3時半 提出のみの方＝午前9時～午後4時
夜間申告窓口	2月27日(木)、3月9日(月)	申告書作成に補助が必要な方＝午後3時半～午後7時半 提出のみの方＝午後5時～午後8時

「湧水の妖精るるめちゃん」のデザインマンホール蓋を設置しました!

デザインマンホール蓋

市では、多くの方々に下水道事業について関心を持っていただくことと、市内の周遊性を高めるための観光資源として活用することを目的として、東久留米市地域資源PRキャラクター「湧水の妖精るるめちゃん」のデザインマンホール蓋を作成し、1月上旬に設置しました。

「デザインマンホール蓋」とは、日本各地に存在する名所や名物、キャラクターなどが描かれたマンホール蓋のこととて、各種メディアで取り上げられるほど注目されています。

【設置場所】東久留米駅東口(ピンク) 同駅西口(ブルー) 神宝小学校前(グリーン)

▲東久留米駅東口設置マンホール蓋(ピンク)

▲東久留米駅西口設置マンホール蓋(ブルー)

▲神宝小学校前設置マンホール蓋(グリーン)

▲第十小学校前設置マンホール蓋(イエロー)

▲東久留米駅東口設置マンホール蓋(ピンク)

▲東久留米駅西口設置マンホール蓋(ブルー)

▲神宝小学校前設置マンホール蓋(グリーン)

▲第十小学校前設置マンホール蓋(イエロー)

▲東久留米駅東口設置マンホール蓋(ピンク)

▲東久留米駅西口設置マンホール蓋(ブルー)

▲神宝小学校前設置マンホール蓋(グリーン)

▲第十小学校前設置マンホール蓋(イエロー)

▲東久留米駅東口設置マンホール蓋(ピンク)

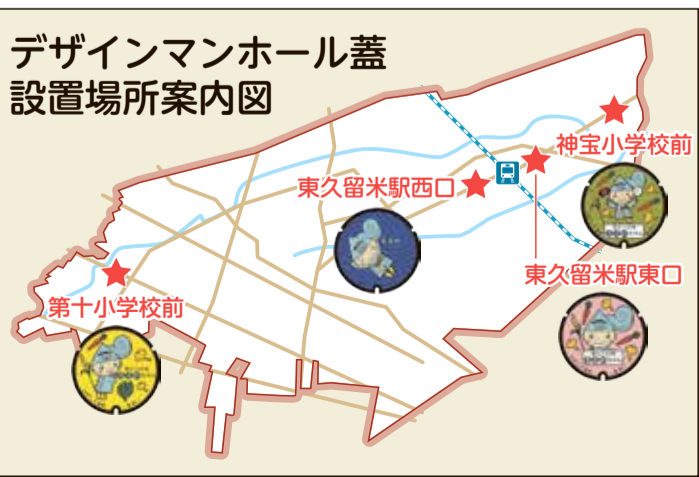
▲東久留米駅西口設置マンホール蓋(ブルー)

▲神宝小学校前設置マンホール蓋(グリーン)

▲第十小学校前設置マンホール蓋(イエロー)

▲東久留米駅東口設置マンホール蓋(ピンク)

▲東久留米駅西口設置マンホール蓋(ブルー)



デザインマンホール蓋設置場所案内図



【今号の主な内容】
・自転車等駐車場利用登録2次募集を受け付けます
・第24回環境フェスティバルの出展者を募集します
・「ちよこつと共済」の加入受け付けを開始しました
・新型コロナウイルスに関連した肺炎について

8面 5面 4面 2面